

島原半島サイクリング「イコモン」おもてなしサポーター認定制度実施要領

1 目的

島原半島でサイクリングを楽しむ方に対し、「あると嬉しい!」と思える「おもてなし」(サービス)を提供できる各種施設、店舗、事業所及び団体等(以下、施設等)を島原半島サイクリング「イコモン」おもてなしサポーター(以下、サイクルサポーター)として認定し、サイクリストが快適に走行できるようサポートするとともに、受け入れ態勢の充実により島原半島サイクリング「イコモン」の知名度向上を図り、島原半島へのサイクリストの誘客を図る。

※「おもてなし」の対象となるサイクリストは、イコモンのWebサイトまたはサイクルパスポート(島原半島イコモンのサイクルマップ)の掲示がある人です。

2 認定要件

- 1 島原半島内に所在する施設等であること
- 2 「おもてなし」(サービス)を提供できること。ただし、宿泊施設については、次の要件を、全て満たしていることを前提条件とする。
 - ・自転車の保管場所があること。(駐輪場、鍵がかかる場所、室内での保管、部屋への持ち込み等)
 - ・ランドリー施設があること(近隣のコインランドリーでも可)
 - ・スポーツサイクル用のメンテナンスグッズ(空気入れや工具等)があること。

なお、次に該当する(又は恐れのある)施設等は除きます。

- ・法令その他公序良俗に反するもの。
- ・特定の政治活動や宗教活動に関するもの。
- ・暴力団及びその利益となる活動を行うもの。
- ・その他、社会通念上、サイクリストをサポートする対象として適当と認められないもの。

3 おもてなしの例

- 宿泊施設等：宿泊代割引、ウェルカムドリンク、工具の提供、メンテナンススペース・洗車スペースの提供、チューブの販売、宅急便の取次 等
 - 飲食店等：飲食代割引、ドリンクサービスの提供 等
 - 観光施設等：入館割引、温泉優待券、休憩スペースの提供、お土産配送割引 等
- ※以上は、あくまで例示です。可能なおもてなしをご提案ください。

4 登録申請・認定の手続き

- ・認定を受けようとする施設等は、「島原半島サイクルサポーター登録フォーム」より申請する。なお提出された内容については、一般社団法人島原半島観光連盟、各市の観光団体、各市サイクル担当者とも共有する。
- ・事務局は、申請の内容及び認定要件の審査を行い、可否を決定するとともに、認定した際は一般社団法人島原半島観光連盟からサポーターグッズ（認証ステッカー）を施設等へ交付するものとする。
- ・事務局は、認定施設等について、一般社団法人島原半島観光連盟等を通じて島原半島サイクリング「イコモン」のホームページに掲載する等情報発信を行うほか、同ホームページの島原半島ルートマップデータ上に「サイクルサポーター」として、サイクリストへPRするものとする。

5 変更・辞退の手続き

- ・認定施設等は、登録申請書の内容に変更があった場合する場合は、変更届出を専用フォームにより事務局に提出するものとする。
- ・認定施設等は、認定要件を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、登録辞退届出を専用フォームにより事務局に提出するものとする。

6 認定の取り消し

- ・認定要件を満たさなくなったときは、事務局により認定施設等のサイクルサポーターの認定を取り消すことがある。

7 連絡窓口

一般社団法人島原半島観光連盟

お問い合わせフォーム：<https://shimabara-peninsula-cycling.com/form/>

電話：0957-62-0655

